

相双地方観光ガイドブック制作業務 委託仕様書（案・企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「相双地方観光ガイドブック制作業務」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、甲乙協議の上、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

相双地方観光ガイドブック制作業務

2 業務の目的

本事業は、福島県相双地方の観光資源や復興拠点施設、地域の食・文化・歴史等の魅力を分かりやすく発信する観光ガイドブックを作成し、県内外の道の駅や交流拠点施設等での配布を通じて、相双地方の魅力を発信することにより来訪意欲を高め、主に県外からの交流人口拡大を促進し、将来の移住・定住につなげることを目的とする。

3 委託費の上限

5, 800千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) 基本印刷仕様及び部数

印刷・製本	仕上りサイズ A4 判正寸 (297 × 210 mm) フルカラー36 ページ
製本	中綴じ針留め 2箇所
用紙 斤量（四六判換算）	70kg マットコート
部数	20,000 部
納品場所	甲の指定する場所（住所等詳細は別紙のとおり）

(2) ガイドブック制作コンテンツの WEB 媒体への流用・編集

6 委託業務にかかる提案内容

(1) ガイドブックの編集・制作

《提案事項》

- ア 初めて福島県相双地方を訪れようとする観光客にも印象に残るよう、相双地方の魅力を一目でイメージできる表紙デザインを提案すること。
- イ 相双地方を移住先として検討する方にも役立つよう、「福島県外からの移住者の視点」を入れたコーナー案を提案すること。
- ウ 前項ア、イを踏まえた全 36 ページの構成案を提案すること。
- エ 南相馬市原町区を例として見開き 2 ページ分のページ構成、ラフデザインを提案すること。
- オ 昨今の物価高騰・燃油物流費高騰・原材料入手困難を考慮し、予算の範囲内に収まり、かつ契約期限内に納品完了できるよう、印刷用紙、製本仕様を提案すること。
- カ 前項ア～オの制作・印刷製本・納品にかかる業務のスケジュールを策定し、契約期限までに完了するよう進行スケジュールを提案すること。

【評価のポイントと留意事項】

- ・ 契約締結後、甲に著作権を譲渡することを前提に、乙が保有する写真素材、イラスト素材を使用して提案することを歓迎します。
- ・ 提案時点において、著作権が原作者に留保されている素材を使用しても構いませんが、甲への提案書に使用する旨は権利保有者に確認してください。
- ・ 提案いただいた内容は、法令に基づいた情報公開請求等を除き、甲が他の目的で第三者に公開・使用することはありません。
- ・ 提案後にトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負いかねます。
- ・ 生成 AI の使用は認めません。
- ・ 表紙のタイトルは「まるっと相双ガイド」とし、タイトル文字も自由にデザインして提案してください。
- ・ 構成要素、掲載する観光施設・イベント・物産件数は現行版と同一とするのを基本とします。

(参考：現行版ガイドブック URL)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/565923.pdf>

- ・ 掲載件数、紹介文文字数の増減の提案を認めます。ただし、現行版からの変更点、改善点、その提案理由を提案書内に明記すること。
- ・ 提案にあたって、写真素材、紹介文は現行版からそのまま流用して構わない。ただし、文字の大きさは、本文 9 ポイント以上とし、注釈、クレジット等

は6ポイント以上とする。

・弱視、色覚異常の方にも判読できるよう、本文のフォントはUDフォントを使用、装飾や文字色はユニバーサルデザインに配慮することが望ましいが、自由に提案して構わない。

・費用積算にあたり、部数は2万部、配本箇所は県内53箇所、県外284箇所とし、納品完了期限は令和8年12月11日までとすること。

・フルカラー印刷36ページ、仕上りサイズはA4判正寸、中綴じ針留め2箇所、用紙斤量は四六判換算で70kgマットコートを想定していますが、予算内かつ期限内に納まるよう、用紙、製本仕様を提案してください。

【制限事項】

・例として、より多くの掲載物件数を掲載する意図や、デザイン、ページネーション、台割の関係で、「表紙・裏表紙を観音開き」、「裏表紙を巻き三つ折りとする」等の提案を認めますが、納品先の配架の都合上、全ページフルカラー印刷、仕上がりサイズはA4判正寸としてください。これ以外のサイズの提案は予算の範囲内の提案であっても審査・評価しません。

・編集・制作にあたり、甲への校正回数は最低3回とすること。

・校正の方法は、pdfファイルによる簡易校正で可とする。

・色校正の必要はないが、甲が提供した写真素材等に疑義がある場合、DDCP等の簡易色校正によって甲に確認を求めても良い。

(2) ガイドブック制作コンテンツのWEB媒体への流用・編集

《提案事項》

ア 本事業で制作したコンテンツを県が保有するホームページ及びSNS等のプラットフォーム上で公開できるよう、適正な著作権処理を行うとともに、WEB媒体に適した編集等を行うこと。また、WEB媒体等と連動した企画を提案すること。

【制限事項】

・追加費用のかかる企画提案については、審査・評価しません。

7 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

・委託業務着手届（第1号様式）

- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）
- （２）業務完了後、遅滞なく提出する書類
- ・委託業務完了届（第２号様式）
- ・委託業務実績報告書（第３号様式）
- ・成果品
- ・収支決算書（任意様式）
- ・その他甲が必要と認める書類

８ 成果品

委託契約書第１条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・実績報告書（任意様式） １式
- ・ガイドブック本誌 １冊
- ・ガイドブック本誌の pdf 形式の下版データを収めた DVD または Blu-ray ディスク １式
- ・ガイドブック本誌で使用した写真素材の JPG 形式のデータを収めた DVD または Blu-ray ディスク １式

９ その他

（１）乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

（２）乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。

（３）委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。

（４）本業務において制作される成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権は、全て甲に譲渡するものとする。また、成果品は甲乙間で別途協議し、利用範囲を明確化した上で、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとし、乙は契約期間の終了後も著作者人格権を行使しないものとする。

（５）乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

（６）本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。

(7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。